

和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科委員会規程

制 定 平成 20 年 2 月 22 日和医大規程第 105 号

最終改正 平成 27 年 3 月 31 日和医大規程第 128 号

第 1 条 この規程は、和歌山県立医科大学大学院学則（平成18年 4 月 1 日和医大規則第 2 号）第38 条第 2 項の規定に基づき、大学院保健看護学研究科に関する学事管理を行うため、本学に大学院保健看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

第 2 条 保健看護学研究科に保健看護学研究科長を置き、保健看護学部長をもって充てる。ただし、保健看護学部長が研究科に所属する教授でないときは、当該研究科の教授をもって充てる。

第 3 条 研究科委員会は、大学院保健看護学研究科に所属する教授をもって組織する。

2 保健看護学研究科長は、必要があるときは、前項の委員以外の者を委員に加えることができる。

第 4 条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 大学院生の入学及び課程の修了

(2) 学位論文審査及び学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び保健看護学研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 5 条 保健看護学研究科長は、会議を招集してその議長となる。

2 保健看護学研究科長に事故あるときは、あらかじめ保健看護学研究科長が指定した委員が議長の代理となる。

第 6 条 研究科委員会は、必要に応じて随時開会する。

第 7 条 研究科委員会の成立は、定数 3 分の 2 以上の出席による。ただし、海外旅行中又は休職中の教授を除く。

第 8 条 研究科委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。ただし、学位論文の審査においては、出席者の 3 分の 2 以上の同意があることを要する。

第 9 条 研究科委員会は、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。